神里賢	沖縄県糸満市糸洲五十―五	耕種農業	
金城辰男	沖縄県糸満市潮崎町四―二十一―十六	耕種農業	
金城孝	沖縄県糸満市西崎六丁目十六番十四号光ビル三百二	耕種農業	
金城敏	沖縄県糸満市糸満千九百四十三番地の二十　金城アパートE	耕種農業	
玉城忍	沖縄県糸満市糸満千五百七―九Kハイム三百二号	耕種農業	
玉城哲弘	沖縄県糸満市糸洲三百二十五―二	耕種農業	
波平渡	沖縄県糸満市字照屋百四十九番地	耕種農業	
仲吉勝弘	沖縄県糸満市字真栄平百五十二	耕種農業	
伊良部友晃	沖縄県島尻郡南風原町新川百九十四―十	耕種農業	
垣花恵忠	沖縄県島尻郡南大東村字在所二百八番地	耕種農業	
金川均	沖縄県島尻郡南大東村旧東百七十五番地	耕種農業	
沖山聖	沖縄県島尻郡南大東村池之沢四十七	耕種農業	
金城直樹	沖縄県島尻郡八重瀬町東風平百九十二番地　八安寿アパート三百一号	耕種農業	

○厚生労働省告示第八号

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）第一項の規定に基づき、子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定により算定した数を次のように定め、同令の施行の日（平成二十六年一月十七日）から適用する。

平成二十六年一月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定により算定した数

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）第一項の規定により算定した数は、国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第二項の三年ごとの大規模な調査において、等価可処分所得額（一の世帯の構成員の可処分所得額の合計額を当該世帯の構成員の数の平方根で除した額をいう。以下同じ。）が全世帯の構成員の等価可処分所得額の中央値を二で除した額に満たない十八歳未満の者の数とする。

○農林水産省告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地柚木字大土路南平一五二の二、一五二の一〇、字川上東平一一三八の二九、字川上西平一二一七の一、一二一七の一八、一二一七の三八、一二一七の五三から一二一七の六〇まで、一二一七の七一から一二一七の七四まで、徳地野谷字釣山後九一四の二、九一四の三、九一四の五、九一四の六、九一四の七四、九一四の七五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地八坂字野戸谷二一六、字刀祢畠二三〇、字南乙女二四五、徳地柚木字川尻谷六四四から六四九まで、字川尻一六八四から一六八八まで、徳地鯖河内字下滝ケ迫九八七、一六〇〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野中字奥西平三二三の二、三二三の三（次の図に示す部分に限る。）、三二三の四、字笹ケ段三二四・字奥東平三二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字立山ケ浴五八九から五九七まで、字帆柱五九八から六〇〇まで、六四二の二、字大浴六〇九・六一〇の二・六一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字長尾六一二から六一四まで、字湯高本浴西平六四三の二、六四三の一六、字湯高本浴東平六四四の二、六四四の二一、大字巣山字汲谷一八六六から一八六九まで、二六七三の一、二六七三の二、字上清涼寺一九三七の二一、二六七一の一、二六七一の三から二六七一の一〇まで、三八三五の一から三八三五の三まで、字せ川二六六八の一、字堂ケ谷二六七二の一（次の図に示す部分に限る。）、二六七二の二から二六七二の四まで、字東松ケ原二六七四の二、字飯ノ山内水温二六七六、二六七八（次の図に示す部分に限る。）、二六八〇、字飯ノ山水温二六七七、二六七九・字飯ノ山内浴田二六八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八二、字飯ノ山二六八一の一（次の図に示す部分に限る。）、二六八一の二、二六八一の三、三八五〇（次の図に示す部分に限る。）、字飯ノ山内吸谷尾二六八四（次の図に示す部分に限る。）、二六八五、字吸谷二六八六の一から二六八六の三まで、二六八七、二六八八、字尾崎二六八九・字清涼寺二六九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九二の二、二六九三から二六九七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九八から二七〇〇まで、二七〇一の一・二七〇一の二・二七〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七〇三から二七〇五まで、二七〇七から二七一一まで、字上ノ原二七一四、二七一五、二七一六の一、字田ノ向二七一七の一、字片山二七二二、二七二三、二七二五から二七二七まで、字松原二七二八から二七三一まで、字東深山三一五〇の一、字長尾谷三一五一の一、三一五一の三・字西深山三一五一の四・三一五一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字荒神川三八四六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。